

V これからの取組(After)

1 基本的な考え方

- 実際に取り組む保険者が限られた職員で最大限の効果をあげることができるよう、戦略的な取組が必要。例えば、
 - ・地域の実情を踏まえ、
 - ・効果の上がりやすいポイントを見極めて、
 - ・重点的な取組を進める。
- 以下のとおり、三者が一体となって適正化事業を進めていく。
 - ・保険者においては、保険制度の責任主体として、適正化事業について更なる取り組みを行う。
 - ・国においては、①情報収集及び情報提供、②制度やシステムの改善・見直し、③予算上の支援等の積極的な支援を行う。
 - ・都道府県においては、指定権者としての業務を適切に推進するほか、保険者を支援する役割を担う。

2 今後の国の取組

(1) 要介護認定の適正化対策

- 各市町村の認定調査における中核的役割を担い、職場内において他の認定調査員に対する適切な指導を行う「調査指導員」の養成
- 各市町村からの派遣要請に基づき、適正な審査判定を徹底するため、要介護認定に精通した者を認定審査会に派遣し、技術的助言を行う事業の実施

(2) ケアマネジメント等の適正化対策

- ケアプランチェック体制の整備、介護支援専門員に対する支援などの先駆的な実施例の説明・普及
- ケアプランチェックマニュアルの作成(平成19年中)

(3) 介護サービス事業者に対する制度内容の周知・助言及び指導・監査等の適切な実施

- 国保連の介護給付適正化システムの効果的な分析方法等の提示

(4) その他の支援策

- 局内の検討体制の整備等
- 適正化事業の実施による財政効果等のデータ提供(平成19年中)

3 保険者に期待される取組

(1) 要介護認定の適正化

- 新規の要介護認定に係る調査の直営化について、経過措置期間の終了に備えた計画的な取組。
- 認定調査状況のチェックのさらなる取組。
- 一次判定から二次判定の軽重度変更率の合議体格差を把握・分析する等、格差是正に向けた取組。
- 認定審査会や要支援認定申請者に対する特定高齢者施策の説明等、特定高齢者部局との連携を図る取組。

(2) ケアマネジメント等の適正化

- 利用者の自立支援に資する適切なケアプランの作成、適切な住宅改修・福祉用具購入が実施されるよう不適正事例に対する指導。

(3) 介護サービス事業者に対する制度内容の周知・助言及び指導・監査等の適切な実施

- 厚労省が示す適正化システムの効果的な分析方法等も参考にしつつ、適正化システムを一層活用すること等により、過誤請求・不正請求の発見・防止の推進。

(4) その他

- 効果的な介護予防の推進など関連する施策との組合せによる適正化事業の推進。
- 被保険者(利用者)に対する制度内容の周知。
- 地域包括支援センターとの積極的な連携。

4 都道府県に期待される取組

- 「介護給付適正化プログラム」の策定及び策定の過程における市町村との情報交換の実施。
- 市町村に対する情報提供、適正化事業に係る助言等の広域支援。
- 要介護認定に係る必要な知識・技能の習得等を目的とした「認定調査員等研修事業」の更なる充実。
- 指定時等における介護サービス事業者に対する制度説明。
- 制度改正の趣旨を踏まえた介護サービス事業者に対する指導・監査の実施。
- 各都道府県における国民健康保険団体連合会との積極的な連携。

5 小規模保険者に対する配慮

- 小規模保険者においては、人員体制や財政上の制約があることから、実施できる適正化事業に制約があると考えられる。
- このため、プログラムの策定に当たり、数値目標設定の必要性、実際に取り組む事業の検討等について、都道府県は小規模保険者に対して特段の配慮が必要となる。
- また、実際に適正化事業を実施するに当たっては、
 - ① 各都道府県と小規模保険者が連携を図って進めること
 - ② 小規模保険者が国民健康保険団体連合会の協力を受けられるよう調整を図ること
 - ③ 他の小規模保険者等と共同で適正化事業を実施することなど様々な工夫を講じることにより、小規模保険者においても効率的な適正化事業が実施できるよう配慮されたい。
- 国としても、保険者規模別の適正化事業実施状況について把握に努め、小規模保険者でも実施可能で効果的な適正化事業を紹介していく予定である。(平成19年中)